

4 貸付事業の拡充

- 令和6年能登半島地震で被災し、住居の修理や転居費用、廃棄した耐久消費財の新規購入などの資金を必要とするとき、最大50万円の無利子貸付「災害緊急資金貸付」を行います。

詳細は、所属所長宛通知文の令和6年3月7日付石教互第79号をご覧ください。

各種給付金の請求を忘れていませんか？

- 給付金の請求は、事実発生から2年以内となっていますので、ご確認ください。
- 給付要件の該当の有無は、教職員互助会に問合せ又は「令和6年度教職員互助会事業のお知らせ」（互助会ホームページ・スマートスクールネットに掲載）をご覧ください。
- 請求書は所属事務担当者に依頼し、「共済・互助会システム」で作成してください。

※「共済・互助会システム」にない請求書は、互助会ホームページから様式をダウンロードしてください。

※添付書類は**原本**が必要です。

※互助会ホームページのパスワードは、施設利用券つづりの表紙の裏にも記載しています。



☆臨時的任用職員（フルタイム）、再任用職員（フルタイム）、育児休業代替職員の方も各種給付金の請求ができます。